



政府もようやく
労働基本権の
検討を始めたね



でも、たたかわ
ないと棚上げに
されかねないわ！

人事管理を強めながら 労働基本権回復の 先送りは許されない

政府は、「公務員制度改革基本法」を通して、「改革」の新たな推進をねらっています。しかし、一方で、労働基本権の取り扱いを先送りにしようという動きも強められています。

「国のこと第一に考えて行動する」 公務員づくりをめざす

労働基本権のあり方に関する専門調査会や、「公務員制度改革」を総合的に検討する有識者懇談会の報告にもとづき、政府は、2008年の第169通常国会での成立に向けて「公務員制度改革基本法案」を策定してきました。

「基本法」は、重要な政策を企画立案する「国家戦略スタッフ」の創設、Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ種の試験区分の変更と幹部候補育成課程の整備、職業倫理の確立と信賞必罰の人事管理、幹部職員の人事管理にむけた内閣人事庁の設置などが柱となっています。

この法律のもとになった有識者懇談会の報告では、「国の

専門 調査会の 最終報告

政府が労働基本権の検討を開始

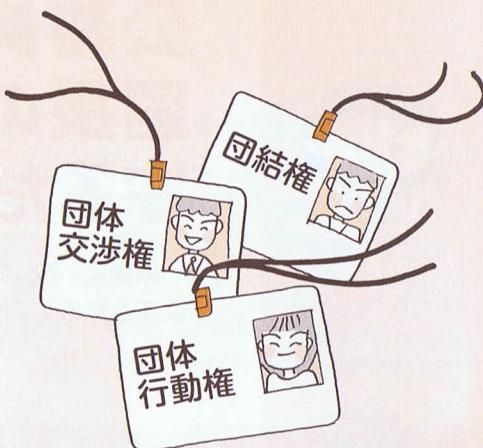
3度のILO勧告など国内外から
の世論におされて、政府は、06年6
月に「労働基本権のあり方を検討
する専門調査会」を設置し、公務員
の労働基本権問題の検討を開始し
ました。

専門調査会では、学者やマスコミ、
行政、労働組合など17名の有識者
によって、さまざまな角度からの検
討がおこなわれ、1年余にわたる議
論を経て、07年10月に最終報告を
政府に提出しました。

ことを第一に考えて行動する」ことが公務員の職業倫理とされ、また、「信賞必罰」とは、人事評価の結果を昇給や降給、賞与に反映させることだと述べています。

つまり、評価制度でしばりつけ、国民の暮らしよりも国家の事情を優先して考え、行動する公務員づくりをめざそうというもので、憲法15条が示す「全体の奉仕者」とはあいいれません。

さらに、「幹部候補育成課程」などは、特権官僚優遇のキャリア制度を法律で固定化するものです。



「国民の理解」を口実にして 労働基本権回復を棚上げにする危険性も

重大なことは、「基本法」では、協約締結権の付与について、今後、検討をすすめるとしながら、一方で、国民の理解が必要不可欠だとしている点です。これでは、専門調査会が示した労働協約締結権の保障さえも、「国民の理解」を口実に棚上げにされかねません。

たたかう権利をうばいながら、人事管理強化など労働条件を一方的に改悪することは認められません。専門調査会の最終報告もふまえて、政府に対して労働基本権回復をせまっていくことがますます重要になってきています。

労働協約締結権の保障を示す

最終報告では、公務員の労働協約締結権を保障し、これとともに、人事院・人事委員会制度を廃止することが打ち出されました。その一方、ストライキ権や消防職員・刑事施設職員の団結権は、専門調査会のなかでも意見が分かれたとして、賛成・反対の意見を紹介しただけの「両論併記」にとどめるなど、ILO勧告

にも正面から応える内容とはなっていません。

こうした不十分さは持ちつつも、全労連などの労働基本権回復要求を反映して、労働協約締結権の保障を盛り込んだ専門調査会報告の積極面は評価しながら、今後の運動にいかしていくことが求められています。